

令和元年6月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和元年度北塩原村農業委員会総会（令和元年6月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和元年6月20日（木）午後1時30分～1時57分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	欠
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	齋藤隆男	欠
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中5名出席。

4. 欠席委員

1番 伊藤 義人委員
推進委員 齋藤 隆男委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - ・令和2年度農業施策の要望について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 相原 哲也
事務局主任主査 渡部 達也
事務局主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和元年度北塩原村農業委員会定例総会6月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。1番、伊藤義人委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中5名にも出席いただいております。なお、推進委員の齋藤隆男委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、5番、蓮沼喜久雄委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、5月22日、令和元年度耕作放棄地対策担当者等会議、福島県農業総合センターで開催されまして、事務局が出席しております。2番、5月27日、県選出国會議員との懇談会、参議院議員会館で開催されまして、会長が出席しております。3番、2番と同日となりますが、令和元年度全国農業委員会会長大会が文京シビックホールで開催されまして、こちらも会長が出席しております。続いて4番と5番、5月29日に福島県農業者年金協議会第44回通常総会と令和元年度農業者年金加入推進特別研修会がどちらも杉妻会館で開催されまして、会長が出席しております。6番、6月4日、喜多方地方農地中間管理事業推進連絡調整会議が喜多方合同庁舎で開催されまして、事務局が出席しております。7番、6月7日、農地情報公開システム操作説明会がホテルグリーンパレスで開催されまして、事務局が出席しております。8番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会6月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、6月26日、一般社団法人福島県農業会議第93回通常総会が福島市のベル・カーサで開催され、会長が出席いたします。2番、7月19日、北塩原村農業委員会総会7月定例会を集会室1・2で開催予定となっております。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。「令和2年度農業施策の要望について」、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項、令和2年度農業施策の要望について説明いたします。一般社団法人福島県農業会議より、国や県に対しての要望書を作成するにあたりまして、本県農業を取り巻く課題や農業委員会の活動のあり方等について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を集約して報告するよう要請がありましてので、組織検討を行うものでございます。こちらの検討事項につきましては、4ページから9ページに事務局案を載せております。内容については、委員の皆さんに事前に配布させていただいており、各自ご検討いただいていると思いますので、簡単に説明させていただきます。まずは、4ページをご覧ください。大きな区分1つ目の本県農業の復旧から発展に関する政策についてですが、1番、東日本大震災及び原子力災害からの本県農業の復興に向けた支援対策等についての(1)本県農業の復旧・復興に向けて検討を必要とする事項でございますが、放射性物質の基準値を超える福島県産の農産物等が流通することがないよう、徹底した安全管理のもと出荷されるようになっていきます。このように安全性が確保されているにもかかわらず、福島県産の農産物は買い控えですとか価格の低迷などの風評被害が根強く残っており、一時期に比べれば他産地との格差は縮小傾向にはあるものの、いまだ解消には至っておりません。震災から8年が経過しまして、その時間の経過とともに原発事故についての風化が進み、放射能への関心が薄れつつあるその一方で、福島県産へのマイナスのイメージだけが固定化してしまっているような状況にありますので、国においても直接、有効な対策を検討し、原子力災害の風化防止対策及び風評被害の一扫に向けて更なる推進を図るよう要望したいと考えております。続いて、(2)地震・津波による被害からの復旧・復興に向けた要望ですが、農業再開に向けた農業生産基盤や農業用施設等の復旧を早急に実施すること。他、記載のとおりといたしました。(3)原子力災害からの復旧・復興に関する要望については、(1)と関連いたしますが、出荷制限を受けていない農産物及び出荷制限解除となった農産物が安全であることを消費者へ強くPRすること。他、記載のとおりといたしました。続いて、5ページをご覧ください。大きな区分2つ目の農業・農村の発展に向けた政策についてですが、1番、優良農地の確保と農地の有効活用に関する施策の充実についての(1)優良農地の確保に関する要望は、経営規模拡大を目指す農家に対する支援措置。他、記載のとおりといたしました。(2)遊休農地の有効活用に関する要望は、中山間地域で農業生産活動を維持するため、直接支払制度等の内容の拡充。といたしました。続いて、2番、農地の利用集積につき

ましては、(1)計画通りに農地の利用集積が進んでいるかについては、どちらともいえない、ということで理由としましては、ある程度、優良農地は担い手へ集積されている、まとまりのある農地の集積や提供が困難、などといったしました。(2)農地の集積・集約化のために必要な施策に関する要望は、農業用機械や施設の購入、リース費用に対する助成措置の拡大、など、といったしました。6ページに移りまして、3番、人・農地プランの作成につきましては、(1)の作成状況については、作成済み、(2)作成した集落数等については、村内全域で1プラン作成としております。(4)の農業委員会の取組状況としましては、該当箇所に○印を付けておりますので、ご確認ください。7ページに移りまして、下の方の4番、農業委員会・農地利用最適化推進委員の活動状況につきましては、(1)委員の活動状況は「良い」と考えております。(2)委員の活動を強化するための必要な施策については、各市町村農業委員会が主催する研修会等の支援といったしました。8ページに移りまして、5番、認定農業者の経営改善計画の達成につきましては、どちらとも言えない、ということで、販売価格の下落や風評被害などの影響もあり判断できないと理由をあげました。(2)認定農業者が経営改善計画を達成するための必要な施策については、地元農産物の価格補償の充実及び販売ルートの確保、福島県産農産物の安全安心の確保、などといったしました。続いて6番、農業経営の法人化と一般企業等の農地の貸借につきましては、農地の売買や貸借等に際する条件の緩和及び手続きの簡素化。他、記載のとおりといったしました。7番、鳥獣による農作物被害防止対策につきましては、有害鳥獣による人的被害や農作物への被害が荒廃農地拡大の一因となっていることから、駆除対策や被害対策等、農家負担の軽減を図るために必要な予算を確保すること。また、駆除隊員が大幅に減少しているため、駆除体制の強化や駆除者への支援を行うこと。といったしました。8番、農業の6次産業化の推進につきましては、村内農家と行政、関係機関が連携を図り取り組むこと。などといったしました。9ページに移りまして、9番、農業者年金制度の改善点につきましては、農業者年金制度に対するイメージの払拭。保険料の見直し(月額2万円からの引下げ等)他、記載のとおりといったしました。10番、経済連携や国際競争等に対する国内農業対策や農産物輸出対策等につきましては、国内農業の基盤・品質の強化、などといったしました。事務局案については以上でございますが、農業を取り巻く課題や農業委員会の活動のあり方について、各自ご意見やご要望、追加点等をあげていただきまして、農業委員会の意見として提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。上記のとおり提出いたします。令和元年6月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で、令和2年度農業施策の要望についての朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和2年度農業施策の要望について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の10ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者について、譲受人は、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、北山字〇〇53番、地目は畑、面積は466㎡、農業生産の状況は休耕地でございます。3、転用計画についてですが、転用の目的は居住用住宅の新築でございます。事由の詳細といたしまして、現在は〇〇に住み、〇〇〇に勤務しております。実家に同居することも考えましたが、現在、兄家族が同居しており、今後家族も増える予定のため、同居は困難であります。また、現在郡山に住んでいる妻の両親が将来同居する予定もあるため、自分の居宅を建設するための宅地を探しましたが、適当な宅地や雑種地等がなく、このたびの申請地を選定しまして、転用申請するものでございます。続いて転用の時期ですが、県知事許可の日から令和元年11月30日まで。施設の概要につきましては、土地造成の所要面積は466㎡。建築物(住宅)の建築面積(所要面積)は74.53㎡となっております。資金計画については記載のとおりでございます。4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は所有権。権利の設定・移転の別については、移転でございます。権利の移転の時期は許可日、権利の存続期間は、永久でございます。5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要についてでございますが、土砂の流出等の災害を防止するための措置としましては、のり面の十分な転圧をし、締固めをすることにより災害を防止するとのことでございます。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としましては、污水排水は公共下水道へ接続し、雨水については浸透枡を設置し対処するとのことでございます。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置としましては、建築物は、2階建となりますが、周辺農地に影響のないように配慮するとのことでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員、岩田多吉委員、奥川維之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、11ページ、12ページが申請地位置図と箇所図となりまして、13ページが、土地利用計画図と用排水計画図、14ページが現況図、15ページが平面図となりますので、各自ご確認願います。

なお、当該地域は農業振興地域として位置付けられておりますが、今回の申請地は農用地区域から除外済の土地となります。また、転用に当たっての許可基準の1つ、立地基準（農地区分）ですが、16ページの参考図のとおり、今回の申請地は村役場から300m以内にある農地となりますので、原則許可となる第3種農地に該当し、農地区分は適当と考えられます。続いて一般基準についてとなりますが、資金調達計画につきましては、金融機関からの融資証明が添付されておまして、実現性が見込まれます。実施計画は明確で、許可後において、申請に係る用途に遅れなく供することが確実であると見込まれます。計画面積については、当該農地の形状や、周辺の土地利用の状況などから妥当であると考えられます。最後に周辺農地に係る支障についても、問題はないと考えます。以上のことから一般基準についても適当と考えられます。上記のとおり提出いたします。令和元年6月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

6月18日の午後1時から、地区担当委員であります岩田委員と奥川委員、事務局職員と一緒に、申請人の〇〇〇君立ち合いのもと、調査を実施しました。その結果、北山の人口が減ることなくこのまま家を建てて住んでもらえるのはいいことですし、内容等にも問題はないと思いますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、3番、岩田多吉委員より補足等があれば意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

今ほど蓮沼委員が言った通りです。許可相当だと思います。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、奥川維之委員より推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、奥川維之委員

特に意見はありません。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれ

を適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め、決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 5番 _____ (印)

議事録署名委員 2番 _____ (印)